

資料 4

特定労務管理対象医療機関の 更新スケジュールについて

令和8年3月18日（水）

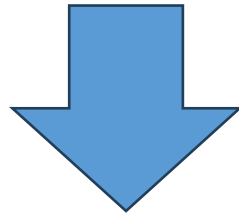
神奈川県健康医療局保健医療部

医療整備・人材課人材確保グループ

本日のご報告事項

県内の「特定労務管理対象医療機関」35機関のうち、
34機関は令和8年度末に指定期限が満了（3年間）

指定時と同様、更新時にも医療審議会での意見聴取が必須



令和8年度の意見聴取のスケジュール（予定）をご報告

- 1 特例水準・特定労務管理対象医療機関の指定一覧**
- 2 特例水準の更新手続きについて**
- 3 医療審議会における意見聴取スケジュール**

(参考) 関係法令等

1 特例水準・特定労務管理対象医療機関の指定一覧

1 - 1 特例水準の枠組み

○令和6年度より、勤務医に対して、時間外・休日労働時間の上限規制が適用された。

【原則】 臨時的に長時間労働が必要な際の水準の960時間が上限（A水準）

【例外】 地域医療にとって不可欠な機能を有する医療機関は特例水準指定申請を行うことで、上限規制が緩和される。

時短計画の作成が必要

医療機関に適用する水準	年の上限時間
A （一般労働者と同程度）	960時間
連携B （医師を派遣する病院）	1,860時間 ※2035年度末を目標に終了
B （救急医療等）	
C-1 （臨床・専門研修）	1,860時間
C-2 （高度技能の修得研修）	

→ **原則**

例外（特例水準）

連携B、B：暫定的な措置

1 - 2 特定労務管理対象機関一覧①

	二次医療圏	医療機関名	水準
1	横浜	公立大学法人 横浜市立大学附属病院	連携B
2		公立大学法人横浜市立大学附属 市民総合医療センター	B
3		横浜市立みなと赤十字病院	B
4		昭和大学横浜市北部病院	連携B
5		昭和大学藤が丘病院	連携B
6		昭和大学藤が丘リハビリテーション病院	連携B
7		独立行政法人労働者健康安全機構 横浜労災病院	B
8		聖マリアンナ医科大学 横浜市西部病院	B
9		医療法人財団明理会 東戸塚記念病院	B
10		聖隷横浜病院	B
11		独立行政法人国立病院機構 横浜医療センター	B
12		医療法人社団明芳会 横浜新都市脳神経外科病院	B

	二次医療圏	医療機関名	水準
13	川崎北部	聖マリアンナ医科大学病院	B
14		帝京大学医学部附属溝口病院	連携B
15		医療法人社団亮正会総合高津中央病院	B
16	川崎南部	日本医科大学武蔵小杉病院	B、連携B、 C-1
17		川崎市立川崎病院	B、C-1
18		独立行政法人労働者安全機構 関東労災病院	B
19	相模原	北里大学病院	B、連携B、 C-1、C-2
20	横須賀・三浦	医療法人徳洲会湘南鎌倉総合病院	B、C-1
21	湘南東部	藤沢市民病院	B
22		一般財団法人同友会 藤沢湘南台病院	連携B、C-1
23		医療法人徳洲会湘南藤沢徳洲会病院	B、C-1
24		茅ヶ崎市立病院	B
25		医療法人徳洲会茅ヶ崎徳洲会病院	B

1-3 特定労務管理対象機関一覧②

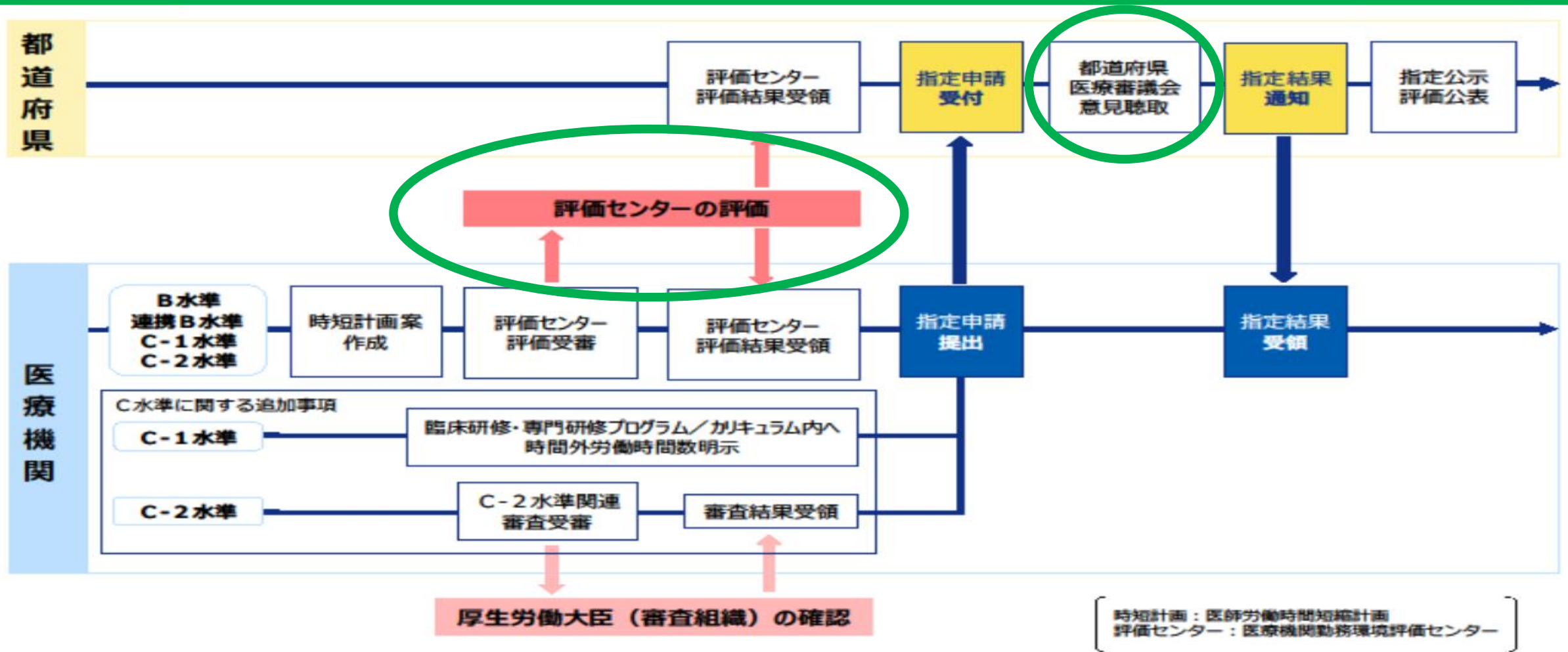
	二次医療圏	医療機関名	水準
26	湘南西部	国家公務員共済組合連合会平塚共済病院	B
27		平塚市民病院	B
28		東海大学医学部付属病院	B、連携B、C-1
29	県央	医療法人徳洲会湘南厚木病院	B、C-1
30		厚木市立病院	B
31		社会医療法人社団三思会 東名厚木病院	B、C-1
32		医療法人徳洲会大和徳洲会病院	B
33		社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス 海老名総合病院	B、C-1
34	県西	小田原市立病院	B
35		西湘病院	B

＜指定期限＞
 西湘病院のみ：R10. 3. 27
 それ以外：R9. 3. 31

2 特例水準の更新手続きについて

2-1 特定労務管理対象機関の指定に係るフロー

指定時と同様、更新時にも「評価センターの評価」、「医療審議会の意見聴取」が必須



2-2 特例水準の指定更新の要件（手続き）

◆ B、連携B及びC-1水準

※指定更新は第115条での準用

① 評価機能による評価の受審

医療機関における追加的健康確保措置や労務管理の実施状況、労働時間の実績や労働時間短縮に向けた取組状況等について、評価センターによる評価をあらかじめ受けていること【医療法第113条第4項】

② 都道府県医療審議会の意見聴取

各水準を適用することが地域の医療提供体制の構築方針（医療計画等）と整合的であること及び地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないことについて、都道府県は、都道府県医療審議会の意見を聴く。
【医療法第113条第5項】

◆ C-2水準

※連携B水準は第118条、C-1水準は第119条、C-2水準は第120条での読み替え

①② 同上

③ 審査組織（C-2ナビ）による審査の受審

医療機関の教育研修環境及び医師個人が作成する「特定高度技能研修計画」の内容について、C-2ナビによる個別審査をあらかじめ受けていること

2 - 3 特定労務管理対象医療機関の更新について

① 医療機関の更新手続の状況

- ・ 指定時と同様に、
「**医療勤務環境改善評価センター**」に医師労働時間短縮計画等の**評価を受審**
- ・ 評価受審は予約制で、希望する月を「評価センター」に予約して受審
- ・ 令和9年3月期限の医療機関は、**令和7年9月～令和8年10月の受審**が必須
- ・ 本県で更新対象となる34機関のうち、**32医療機関が予約済み**
 - ※ 残る2機関は、更新の希望なし

2 - 4 特定労務管理対象医療機関の更新について

【参考】神奈川県予約状況（令和8年2月1日現在）

都道府県	予約受付件数	内、資料提出件数
神奈川県	32	3

出典 医療勤務環境改善評価センターHP 「令和7年度評価センター評価受審状況」

2 - 5 特定労務管理対象医療機関の更新について

②県における手続き

医療機関から「評価センターの評価」と「更新申請書」を受領



特例水準の更新について、県医療審議会における意見聴取



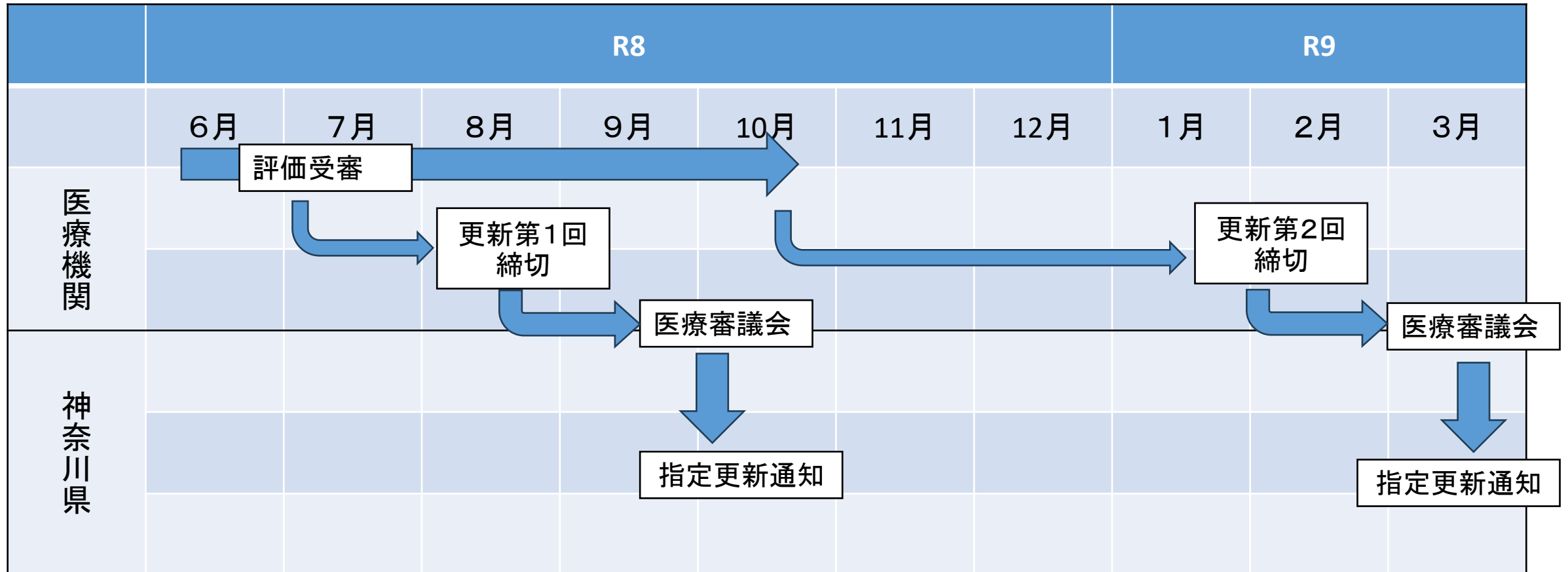
県において、特定労務管理対象医療機関の指定更新の通知

3. 医療審議会における意見聴取スケジュール

3-1 医療審議会における意見聴取のスケジュール

想定スケジュール

医療機関は、県の指定更新に基づき、今後の医療体制を計画するため、円滑に指定更新の通知を行うことが望ましい。



3 - 2 医療審議会における意見聴取スケジュール

想定件数

日程	更新申請医療機関数
第1回(9~10月)	5
第2回(2~3月)	27

参考. 特定労務管理対象機関の指定更新の要件等

特例水準の指定要件（共通事項）

◆ 各水準（B、連携B、C1、C2水準）共通

指定要件（各水準共通事項）	根拠
<p>1</p> <ul style="list-style-type: none">・提出された労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること・次に掲げる事項全てが記載されていること<ul style="list-style-type: none">ア 医師の労働時間の状況イ 労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標ウ 医師の労働管理及び健康管理に関する事項エ その他労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項	医療法第113条 第3項第1号
<p>2</p> <p>医療法の規定による面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること</p>	医療法第113条 第3項第2号
<p>3</p> <p>労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと</p>	医療法第113条 第3項第3号

特例水準の指定要件（B水準）

① B水準

地域の医療提供体制の確保に当たって重要な役割（救急医療等）を担っており、当該医療機関において当該役割に係る業務に従事する医師について、一定の長時間労働が不可避となることが予定される医療機関

■ 医療法第113条

都道府県知事は、当分の間、次に掲げる医療のいずれかを提供するために医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められる病院又は診療所（当該都道府県の区域に所在するものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、特定地域医療提供機関として指定することができる。

一 救急医療

二 居宅等における医療

三 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療

B水準：第1号 救急医療

指定対象医療機関

◆医療計画において三次救急医療機関として位置付けられている病院又は診療所

【根拠法等】

- ・医療法第113条第1項第1号
- ・医療法施行規則第80条第1項第1号
- ・厚生労働省告示（令和4年1月19日 告示第9号）

◆医療計画において二次救急医療機関として位置付けられている病院又は診療所であって、次に掲げる要件を満たすもの

イ 年間の救急車の受入件数が1,000件以上であること又は当該医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日若しくは夜間に受診した患者のうち、診察後直ちに入院となった患者の数が年間500人以上であること。

ロ 5疾病・6事業の確保について重要な役割を担う病院又は診療所であること。

【根拠法等】

- ・三次救急医療機関と同様

説明、具体例、他府県事例等

【具体例】

- ・救命救急センター

【具体例】

- ・病院群輪番制への参加病院及び救急告示病院

【説明】

- ・要件イを満たす二次救急医療機関は、救急医療の事業の確保に重要な役割を担っていることから、要件ロを満たすものとする。

（医療計画上も二次救急医療機関の量的確保と質の充実を図ることとしている。）

B水準：第2号 居宅等における医療

指定対象医療機関	説明、具体例、他府県事例等
<p data-bbox="81 588 127 936">2号 在宅医療</p> <p data-bbox="168 511 1258 614">◆居宅等における医療を提供する役割を積極的に果たす病院又は診療所</p> <p data-bbox="188 739 428 785">【根拠法等】</p> <ul data-bbox="180 796 1121 1013" style="list-style-type: none">・医療法第113条第1項第2号・医療法施行規則第80条第1項第2号・地域医療介護総合確保基金管理運営要領の補足	<p data-bbox="1309 654 1457 699">【説明】</p> <ul data-bbox="1302 711 2339 813" style="list-style-type: none">・機能強化型在宅療養支援病院の単独型・連携型・機能強化型在宅療養診療所の単独型・連携型

B水準：第3号 地域で当該病院以外は提供するのが困難な医療

指定対象医療機関

◆地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療の提供その他地域における医療の確保のために必要な機能を有すると知事が認めた病院又は診療所

【根拠法等】

- ・ 医療法第113条第1項第3号
- ・ 医療法施行規則第80条第1項第3号
- ・ 医師の働き方改革の推進に関する検討会中間とりまとめ
- ・ 地域医療介護総合確保基金管理運営要領の補足

説明、具体例、他府県事例等

(1) 公共性と不確実性が強く働くものとして、都道府県知事が地域医療提供体制の確保のために必要と認める医療機関

精神科救急に対応する医療機関（特に患者が集中するもの）	精神科救急医療体制参加医療機関（基幹・輪番医療機関）
小児救急のみを提供する医療機関	左記のとおり
周産期医療を行う医療機関	・ 急性期・高度急性期病棟を持つ総合又は地域周産期母子医療センターの指定を受ける医療機関
脳卒中等の脳血管疾患の治療を行う医療機関	・ 脳卒中治療において急性期脳卒中加算25件/年以上
心筋梗塞等の心血管疾患の治療を行う医療機関	・ 急性心筋梗塞等に対する治療件数が60件/年以上

(2) 特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供する医療機関

高度のがん治療を行う医療機関	・ 地域がん診療連携拠点病院 ・ 地域がん診療病院 ・ 小児がん拠点病院
移植医療等極めて高度な手術・病棟管理を行う医療機関	左記のとおり
児童精神科を行う医療機関	

なお、上記(1)及び(2)に記載の要件はあくまで例示であるため、その他の医療機関については個別に問合せを受け付ける。

特例水準の指定要件（連携B水準）

② 連携B水準

■医療法第118条

都道府県知事は、当分の間、他の病院又は診療所に厚生労働省令で定めるところにより医師の派遣（医療提供体制の確保のために必要と認められるものに限る。）を行うことによつて当該派遣をされる医師の労働時間がやむを得ず長時間となる病院又は診療所（当該都道府県の区域に所在するものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、**連携型特定地域医療提供機関**として指定することができる。

 **大学病院、地域医療支援病院等**

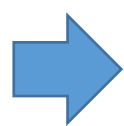
特例水準の指定要件 (C-1水準)

③ C-1水準

■医療法第119条

都道府県知事は、当分の間、次の各号のいずれかに該当する病院又は診療所であつて、それぞれ当該各号に定める医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められるもの（当該都道府県の区域に所在するものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、**技能向上集中研修機関**として指定することができる。

- 一 **医師法第十六条の二第一項**の都道府県知事の指定する病院 同項の臨床研修を受ける医師
- 二 **医師法第十六条の十一第一項**の研修を行う病院又は診療所 当該研修を受ける医師



都道府県知事により指定された**臨床研修プログラム**又は
日本専門医機構により認定された**専門研修プログラム／カリキュラム**の
研修機関

特例水準の指定要件 (C-2水準)

④ C-2水準

■医療法第119条

都道府県知事は、当分の間、特定分野（医療の分野のうち高度な技能を有する医師を育成することが公益上特に必要と認められるものとして厚生労働大臣が公示したものをいう。）における高度な技能を有する医師を育成するために、当該技能の修得のための研修を行う病院又は診療所であつて、当該研修を受ける医師（当該研修を受けることが適当と認められる者として厚生労働省令で定める要件に該当する者に限る。）をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められるもの（当該都道府県の区域に所在するものであつて、当該研修を効率的に行う能力を有することについて厚生労働大臣の確認を受けたものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、特定高度技能研修機関として指定することができる。

➡ C-2水準の対象として審査組織が特定する技能を有する医師を育成するの
のに、十分な教育研修環境を有している医療機関

医療法第115条

第百十三条第一項の規定による指定は、三年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 前二条の規定は、第一項の規定による指定の更新について準用する。

医療法第113条（抜粋）

都道府県知事は、当分の間、次に掲げる医療のいずれかを提供するために医師をやむを得ず長時間従事させる必要がある業務として厚生労働省令で定めるものがあると認められる病院又は診療所（当該都道府県の区域に所在するものに限る。）を、当該病院又は診療所の開設者の申請により、特定地域医療提供機関として指定することができる。

- 一 救急医療
- 二 居宅等における医療
- 三 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療

5 都道府県知事は、第一項の規定による指定をするに当たっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

説明は以上です。